

就学援助制度の充実を求める意見書

景気悪化が下げ止まりつつも失業者は多く、若年層の就職は、依然として厳しい状況にある。また、年収200万円以下の労働者は、1,000万人を超え、生活保護基準以下で暮らすワーキングプアなども増大している。そのような家庭の子どもたちを取り巻く環境も厳しいことから、所得の違いによって、学力や進路などに影響が出ないように就学援助制度の充実は、極めて重要である。

要保護児童生徒については、国の生活保護制度によって教育扶助されているものの、準要保護児童生徒に対し、自治体が行う就学援助制度では国による補助金が廃止され、自治体の一般財源により支給されおり、これが、悪化している地方財政のさらなる負担となり、子どもたちの学校生活におけるすべての経済的負担を賄える状況ではない。

就学援助を受けている子どもたちの環境を整え、将来において社会人として自立を促すためにも、学校生活に必要な費用の支援を進め、貧困の連鎖を断つことが求められる。

よって、本市議会として、国においては、教育の機会均等と学びを保障するためにも就学援助制度の充実に向け、下記事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 国においては、就学援助費を十分に確保し、応分の負担をすること。
- 2 自治体間格差を是正するために、就学援助制度を一元化すること。
- 3 教育的意義の高い修学旅行費用は、就学援助制度を充実させるためにも生活保護制度の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あて

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長